

V 考 察

1 遺 跡

6ABO 区の遺跡については、すでに『平城宮報告Ⅱ』でその西半部を報告しており、今回の東半部と 6ABB 区の一部の報告をあわせると、この地域の調査報告は終了する。『平城宮報告Ⅱ』に、6ABO 区は東半西半の別なく全体として一つのまとまった官衙の敷地であることを述べた。今回、東半部の遺構について考察するに当たって、東半部のみでは説明できない点もあるため、前回報告の西半部の遺構をも含めて、6ABO 区全般について改めて考察する。

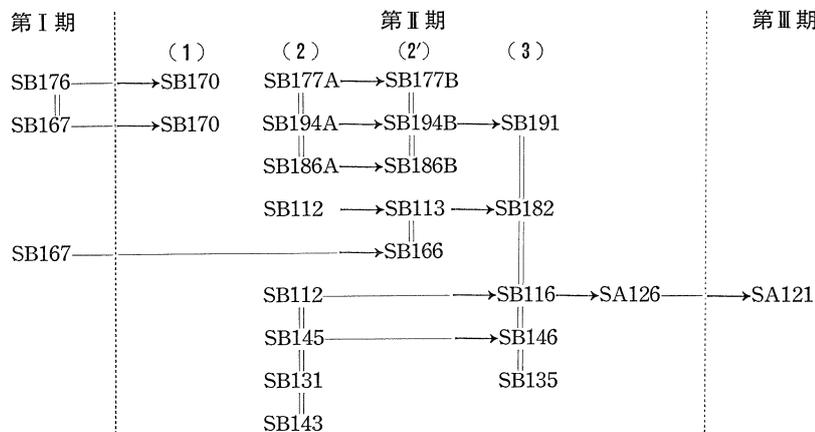
A 造営期の決定

時期決定の方法

6ABO 区では、ほとんどの遺構が重複して検出されており、各遺構の造営された時期が問題になる。造営期の決定は、3回にわたっておこなわれた盛土整地を基準とし、それぞれの整地層上で検出した遺構を第Ⅰ期から第Ⅲ期までに分類した。

6ABO 区の整地層の検出できた範囲は Fig. 2 のようであつて、この整地層上で検出した遺構が、その層の期に属することは自明であるが、第Ⅱ・Ⅲ期の整地層は後世の耕作のため、一部すでに削平されて存在しなかつたところもあり、そこで検出した遺構の造営期は、層位の明確な遺構との関連から、以下に述べるような補助的手段によつて時期決定をおこなつた。

第Ⅰ～Ⅲ期のおおののなかでの時期区分には、まず整地層ごとに検出した遺構の柱穴の重複によつて、前後関係を判定した。柱穴が重複しない遺構の時期決定には 1. 建物の柱通りの一致 2. 建物の平面規模の類似 3. 柱穴の包含遺物の比較などの補助的手段を用いた。*したがつて、SB323・324 のように重複もせず、柱通りも他と一致しない遺構の造営期は、未



Tab. 7 西半部遺構の前後関係 (→柱穴の重複 =柱通りの一致)

* 異なつた整地層で検出した遺構が、結果的には柱通りが偶然揃う例があつて、柱通りの一致は、時期決定の絶対的基準にならない。SA233 と SB206・209 がこ

の例に属する。平面規模の類似についても同様の場合がある。これら補助的手段は、絶対的なものでなく、可能性のある推定であるといつてよい。

決定のまま残さざるをえなかつた。

前回報告した 6ABO 区西半部の遺構の前後関係を『平城宮報告Ⅱ』によつて時期別に整理すると Tab. 7 のようになる。この表では、建物が第Ⅱ期に集中して造営されており、第Ⅱ期を 1. 2. 2'. 3 の小期にわけている。この第Ⅱ期の区分に問題がある。同一整地層上で多数の遺構が検出された場合、柱穴の重複している遺構については前後関係が明らかであつても、前述のような補助的手段から時期決定したものには、違つた解釈も生じてくる。『平城宮報告Ⅱ』で第Ⅱ—2期と決定した遺構について、その考察過程をふたたびここでとりあげてみよう。

時期決定の問題

SB112・131・145の3棟の建物は、柱間が復原尺で10尺等間であり、側柱列が同一線上に揃つている。また隣棟間隔は、柱間の整数倍の30尺である。この2点に注目すれば、これら3棟の建物は同時期の造営になるものと容易に考えられる。また SB143 の西妻は、SB145 の西妻とほぼ揃い、SB186・194 の東西妻が SB112 のそれとよく柱通りが合致する。このように柱通りが互いに揃う SB112・131・143・145・186・194 の6棟は、すべて同一計画で造営されたものとみなし、第Ⅱ期内の重複順序から第Ⅱ—2期と考えたのである。

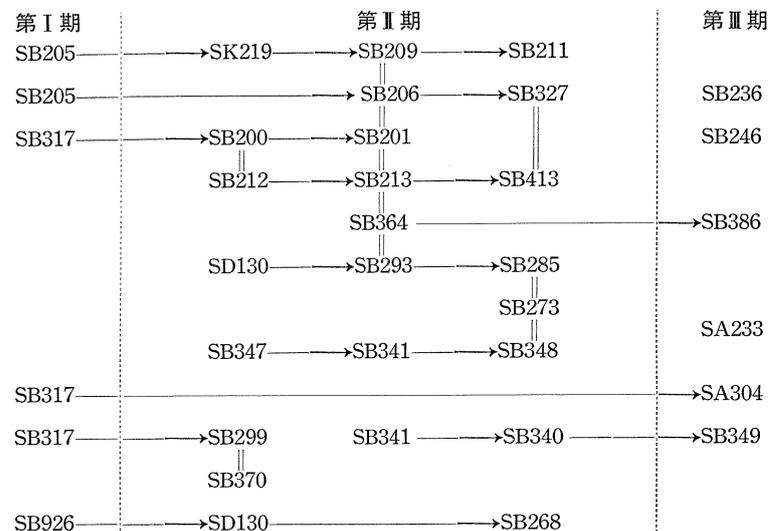
このように、狭い範囲内で隣接した少数の建物について、柱通りの合致から造営期を決定するには、さほどの矛盾がなかつたが、東半部と西半部の遺構を互いに関連して 6ABO 区全域にわたる広い範囲で考えると、各遺構の時期決定を修正する必要が認められる。

『報告Ⅱ』の遺構編年

例えば、SB112 は SB186・194 と妻の柱通りが揃うため、これらと同時期の造営と判定したが、後者の建物は SB186A→SB186B と改造されているので、SB112 が改造前の A と同時期か改造後の B と同時期か問題であつた。『平城宮報告Ⅱ』では SB112 は SB186・194 が A→B と改造されても、改造に関係なく共存するものと考え、A→B は同じ一小期内的での変化とみなして、それぞれ第Ⅱ—2期・第Ⅱ—2'期とした。

今回の調査で検出した遺構の前後関係を整理すると Tab. 8 のようになる。西半部の表と比較すると、東半部の第Ⅱ期には SB177・186・194 のように、同一小期内で A→B と各柱を平行移動して改造したとみられる建物の存在が明瞭にみとめられない。

ところで、SB212・213 や SB200・201 の関係は、北側柱列が北に 0.5m ほど移動して建てられていて、西半部の改造前と改造後の A→B 建物関係に類似する。さらに東半部と西半部の



Tab. 8 東半部遺構の前後関係 (→柱穴の重複 =柱通りの一致)

これらの建物の相互の柱通りを検討すると、SB194A・177A・212 は東西方向の柱通りがよく合致し、また SB143・194B・177B・209・213 も互いに柱通りが揃っている。この点からすれば、これら柱通りの揃う建物は、それぞれ同時期の造営とみなさざるをえない。

遺構編年の修正

このように考えると、前回報告した建物で問題になるものがいくつかでてくる。『平城宮報告Ⅱ』では、SB194A は第Ⅱ—2期、SB212は第Ⅱ—1期と考えたが、前述のようにこれは同時期とした方がよい。また、SB194B は第Ⅱ—2期の改造である第Ⅱ—2'期、SB213 は第Ⅱ—2期であり、これも矛盾する。すなわち、前回報告した建物で A・B・C・K・M 地区に存在したのについては、第Ⅱ—2期を第Ⅱ—1期、第Ⅱ—2'期を第Ⅱ—2期と一時期古く考えた方がより妥当となる。

第Ⅱ期内で時期を上げてくると、前回報告の第Ⅱ—1期が問題になる。この期に属するとした SB170 は、新しく第Ⅱ—1期とした SB177A と柱穴が重複し、両建物が同時に存在することはありえない。SB170 は整地層や柱穴の重複状況からは、第Ⅰ期より新しく、SB177A (第Ⅱ—1期) より古いことは明らかである。また、SB170 の柱穴を他の第Ⅱ—1期・第Ⅱ—2期のものと比較すると、やや小さい掘りかたであつて、この点からしても、他の建物と時期が異なることが推測される。したがつて、SB170 は第Ⅱ期の整地がおこなわれて、第Ⅱ—1期の建物が造営されるまでに、一時的に存在したのとも解釈できる。つぎに前回第Ⅱ—2'期とした SB113・166 の建物も問題になる。この建物は棟方向がともに東にすすむにしたがつて南に偏り、他の建物と異なる。柱穴の重複状況からは、第Ⅱ—2期より新しく第Ⅱ—3期より古い。

暫定的な建物の存在

棟方向の偏りを重視すれば、他の建物と共存したと考え難い。SB170 やSB 113・166 は第Ⅱ期の各小期の前後に短期間存在した暫定的な建物と考えることができよう。

造 営 前	第 I 期	第 II 期			第 III 期
		1	2	3	
SD141	SB176	SD194A	SB143	SB146	SB236
SD337	SB167	SB186A	SB194B	SB135	SB246
SD338	SB205	SB177A	SB186B	SB116	SB386
SG149	SB317	SB212	SB145	SB191	SB349
SX500	SB269	SB200	SB131	SB182	SA121
	SG149	SB299	SB112	SB211	SE168B
	SD126A	SB370	SB177B	SB327	SE311B
		SB347	SB209	SB321	SE272B
		SA350	SB206	SB413	
		SD126B	SB213	SB314	
		SD130	SB201	SB308	
		SD106	SB320	SB307	
		SG180	SB364	SB285	
		SE168A	SB293	SB348	
		SE311A	SB341	SB340	
		SE272A	SA350	SB273	
			SA109	SB268	
			SE168A	SA350	
			SE311A	SA109	
			SE272A	SE168A	
				SE311A	
				SE272A	

Tab. 9 遺 構 編 年 表 SB170・SE168AはⅠ～Ⅱ、SB113・166はⅡ—2～Ⅱ—3、SA120はⅡ—3～Ⅲの間のもの

第Ⅰ期でも第Ⅱ期に似た問題がある。SB176・167の建物の棟方向の偏りや、SD126Aとの重複からは、第Ⅰ期をさらにわけるときか検討を要するが、この点については次節でふれる。6ABO区で検出した遺構を、柱穴の重複や柱通りの一致、平面規模の類似などから改めて各時期に分類するとTab. 9のような編年が可能になる。なお、第Ⅱ—1期と第Ⅱ—2期の間に暫定的な建物の存在が認められず、この移行は他の小期と異なることが注目される。

B 造営期別の建物配置

前節で造営期別に遺構を分類したが、ここでは主として建物の配置について述べてみたい。最も古い遺構は地山に直接掘られたSD141の溝である。この溝には流砂の堆積や遺物の出土もなく、ごく短期間しか存続しなかつたようである。第Ⅰ期の盛土はこの溝をうめている。

i 第Ⅰ期の配置

この時期に属する建物は5棟で後の時期に比べて少ない。建物はすべて第Ⅰ期の整地層上で発見されているが、すべてが同時に造営され共存したか明らかでない。とくに、SB167・176は他の3棟と方位が異なり、造営時期も異なるかもしれない。また、SB176は第Ⅱ—1期まで存続するSD126の溝と重複することから考えると、SB205・317より古い可能性がある。第Ⅰ期の建物は、他の期のもものと比較すると、概して、柱間が等間ではなく広狭があること、建物の造営単位尺が他の期に比べて短いことに特徴がある(別表1)。また各建物間の隣棟間隔が大きく、他の期のように密に配置されていない。第Ⅰ期には、6ABO区の西部はSG149の低湿地がそのまま残っており、第Ⅰ期整地層の範囲は6ABO区の中央部が主であつて、敷地は必然的に6ABO区の中央部に限られたと思われる。SB269を門のような施設と考えれば、第Ⅰ期の東限はこの付近に求められるが、この門と併設されたような、南北に通る築地状の遺構は発見されなかつた。第Ⅱ期の造営の際に削平撤去されたのであろうか。東限をこの辺りと考えると、第Ⅰ期の建物は広い敷地内に分散して建てられたことになる。配置上からは、第Ⅰ期の各建物をSB176・167、SB205、SB317と3区に分割してみることもでき、それぞれ機能的に独立したものとも考えられる。

第Ⅱ—1期の敷地

造営単位尺のちがひ

ii 第Ⅱ—1期の配置

第Ⅰ期の建物の撤去後、6ABO区全域が盛土整地され、敷地が拡張される。すなわち、東はSA350の築地で限られ、また南はSD130の溝の北に築地が築かれたようであつて、この位置が南限と考えられる。建物の棟数も9棟にふえ、各建物はたがいに柱通りを揃えて配置される。この期の建物のなかで、SB170は最も古い時期のものであつて、第Ⅱ期の整地がおこなわれた後に直ちに造営される。この建物が存在した時期には、他に共存する建物がなく、第Ⅱ—1期と整備される以前に、暫定的に存在した建物とみなされる。

SB170の意味

SB170が撤去されて第Ⅱ—1期の建物が造営整備される。この期に属する建物の棟数は8棟であつて、建物配置から東西2群に分けることができる。東西両群の間で建物の柱通りがよく揃っているし、また各建物の造営単位尺も共通している*。東の群では、SB200が4面廂の建物であり、西の群ではSB186Aが2面廂の建物であつて、両群の主要な建物になるが、むし

* 造営単位尺は29.7cm(別表1)で、柱間寸法も10・9.5・9の3種に大別できる。なお、SB347は柱通りが他の建物と揃わず、柱間も8尺であり、また、SB212

の造営単位尺がやや異なっているが、これら2棟の建物は柱穴の重複状況から第Ⅱ—1期とみなさざるをえない。

ろ全体として SB200 を正庁とするまとまつた官衙とみなされる。SB200 と SB212, SB186A と SB194A のように前後に並ぶ建物は、正・副の関係にある建物とみられる。

東へ偏つた
中軸線

6ABO 区の中央付近では、SD130 が南に突出して SD244 になり、この突出部分がこの敷地の開口部のような様相を示している。『平城宮報告 II』でもふれたように、ここをこの敷地の開口部として、この位置に第 II—1 期の官衙の中軸線を設定できるが、この中軸線は宮域の中軸線よりやや東によつていて問題である。SD130 の南に平行して SD106 の濠状の遺構が西半で検出されている。この濠はこの中軸線に対称に東にも掘られている可能性もあり、南に何らかの建築群が存在して、その敷地の北限としての濠とも考えられる。第 I 期には、この南に第一次内裏があつたと考えているが、この期になつてもなお建物が存続したか、あるいは内裏が廃され他の建物群がつけられたのか、今後の調査をまたねばならない。

井戸の時期

井戸がこの期につくられたとする積極的な根拠はないが、官衙が整備されたこの期から設けられたとみてよくだらう。SB170・200 の真正面に井戸があることから、井戸が建物と対になるように計画的に配されたと考えられる。とすれば、SB170 と SB200 は時期が異なるので、SE168A が SE311A よりも古い時期につくられた井戸ということになる。2 個所の井戸の手法の差が枅材の組手に認められるのは、このような時期的な違いによるのであろうか。

iii 第 II—2 期の配置

第 II—1 期
の拡張発展

SD130 が廃されて敷地がより南にひろがる。東限の築地は前期から引きつづいて使用される。南限は明らかでないが、SA109 はこの期の建物と位置的には共存しうるので、この期から存在する可能性はある。^{*} 第 II—1 期の SB177・186・194・200・212 の建物はほぼ同位置で改築されるとともに、周辺がより整備された配置となり、棟数も16棟と増加する。主要な建物が同位置で改築されている点を重視すれば、第 II—1 期と第 II—2 期の建物群は、似たような性格をもつたとみなされる。前期と比較すると、東西両区とも主な建物がほぼ同位置を踏襲し、さらに、東端西端が発展した形となる。

建物のうち、SB201 は 2 面廂の南にさらに孫廂が付けられた平面であつて、この期の建物のなかでは最大の規模をもち、この官衙群での正庁とみられる。西区では SB186A に代わる主要な建物はなく、すべて廂のない建物が連立しているので、前期と比べると西群はより従属的なものに変化したと認められよう。

建物は敷地内に密に配置されているが、井戸付近では、井戸を利用できる建物配置になつており、この期にも既存の井戸がそのまま使用されていたとみられよう。

同一規格に
よる造営

各建物の規模・配置を検討すると、各柱間はほとんど10尺等間で、掘立柱穴の形状・寸法とも同じ規格で掘られているし、柱通りが各建物ともよく揃っている。この期の造営が同一計画でおこなわれたことは明らかである。柱間が各建物とも等しいことは造営時に同一規格の部材を大量生産することが可能であつて、これらの建物群は短期間に造営されたと考えられる。

第 II—1 期と比較すると、建物配置は基本的に変化していないので、同じ性格の官衙があつて、より整備発展したものとみられる。一方、全体的な配置をみると、東半部と西半部に 2 分され、その中央にあたる I・J 地区には建物がなく、この地区が敷地の中央部であることを示

* SB320 をこの時期に比定したが、柱間が広いという以外に積極的理由はない。SA109 が東西対称にこの

期からあつたとすると、SB320 をこの時に期比定するのは問題になる。

す。この地区は平城宮の中軸線上にあり、それに対して SB176B・194B・186B は SB209・213・201 とほぼ対称に配置されている。官衙の中軸線が第Ⅱ—1期より西によつて宮域の中軸線と一致する点は注目される。

iv 第Ⅱ—3期の配置

この期の敷地は第Ⅱ—2期と異ならず、建物もこの敷地全域に配置されている。建物は柱間が狭くなり、桁行間数も概して少なくなる。片廂付の建物の増加と梁間2間のみの建物の減少がめだつ (Tab. 10)。また建物の柱穴には柱抜取痕跡がなく、柱根が残っているものも多い。

片廂付建物の増加

建物の配置は、6ABO 区全域を東西に2分している点で、これまでのものを踏襲しているとみなせるが、全域を通じて柱通りをそろえることはしていない。むしろ、建物群は小区に分けて配置されている。この小区には、SB116・327・211のように、その区の核となり数棟を付属して配されるものや、SB112・191のように1小区に独立して建てられるものがある。井戸は3小区に1個ずつ配されている。小区内では各建物の柱通りがよく揃うことが認められる。

各小区には、その区の主要な建物として両面廂もしくは片面廂の建物が必ず配置されているが、第Ⅱ—2期のように、主要建物と付属建物が南北に併置して配される形式は認められず、2~3棟の建物が求心的構成をもつて配置されている。このことから、各小区は同一官衙内の分割された部局を構成したように考えられる。井戸は建物と位置的に重複しないし、出土遺物からも井戸がこの期に使用されていたとおもわれる。

第Ⅱ—2期が第Ⅱ—1期の発展として容易に理解されるのに反して、第Ⅱ—3期は、その配置から第Ⅱ—2期の直接の発展形態として把握することは困難である。建物が大きく東西両区に分けて配置される点は第Ⅱ—2期と同じであるが、各小区への分化がはじまることは全く違う性格の官衙がつくられたと考えられないこともない。しかし、後述するように、出土遺物からこの地区では第Ⅱ期を通じて同一官衙が存在したとおもわれるので、このような配置の変化はむしろ同一官衙内の機構の変化によつて生じたものであろう。

官衙機構の変化

v 第Ⅲ期の配置

第Ⅱ—3期の建物が撤去され、敷地全域にわたつて整地がおこなわれる。発見した建物の棟数はわずか4棟であるが、この期の土壌は6ABO 区全域にわたつて検出されているので、この地域はこの期にも広く使われたであろう。敷地は柵によつて東西5小区にわけられている。各小区には建物が配置されたと考えられるが、それらは掘立柱建物でなく、その後の耕作によ

平城上皇期の建物

身舎 梁間	構造	造営期					計
		I	Ⅱ—1	Ⅱ—2	Ⅱ—3	Ⅲ	
1間	切妻	1	1	0	1	0	3
2間	切妻	1	4	10(2)	6	4	25(2)
3間	切妻	0	0	2	0	0	2
2間	切妻・片廂	0	1	0	7	0	8
2間	切妻・両廂	1	1(1)	1	2	0	5(1)
2間	切妻・両廂・孫廂	0	0	1	0	0	1
2間	4面廂	1	1	0	0	0	2
計		4	8(1)	14(2)	16	4	46(3)

Tab. 10 造営期別主要建物の規模分類表 ()は暫定建物

つてその痕跡が失われる程度の小礎石、もしくは土居の上に柱を建てた建物であったのではなからうか。井戸は以前のものを改造して使用している。このことから、井戸を使用した生活空間の存在を推測させ、この地区に何棟かの建物が当然存在したものと思われる。

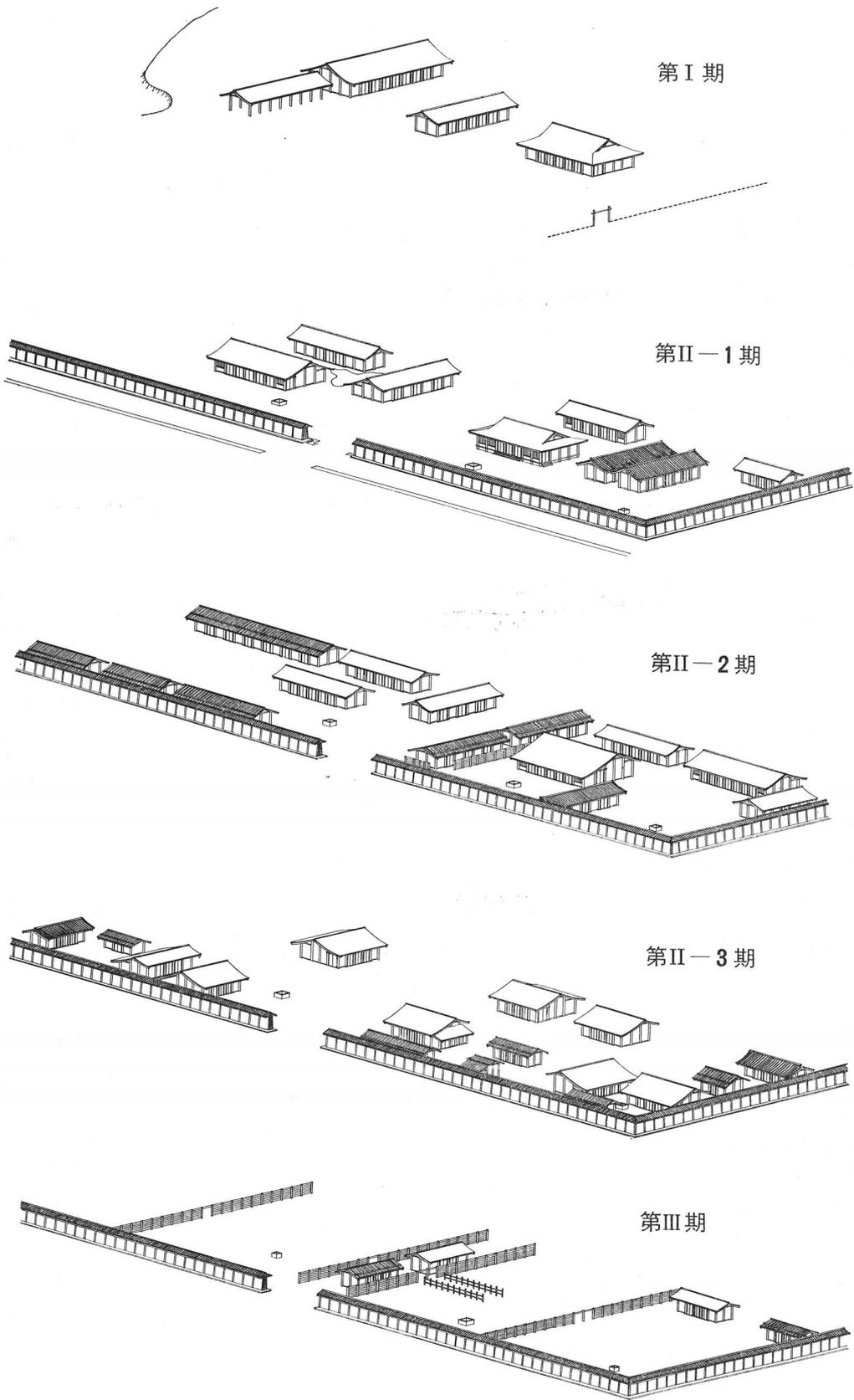


Fig. 12 造営期別建物復原図

vi 建物の配置と官衙の変遷

各期の造営年代については、すでに『平城宮報告Ⅱ』で第Ⅰ期を和銅創設の造営、第Ⅱ—1期を恭仁京から還都後おこなった改修工事として天平末年ごろ、第Ⅱ—2期をSK219出土の木簡から天平宝字7年頃、第Ⅱ—3期を掘立柱の耐用年限から宝亀年間に、第Ⅲ期を平城上皇の造営に関連して大同4年頃と比定した。したがって、第Ⅰ・Ⅱ期は平城宮に関連する官衙、第Ⅲ期は平城上皇の上皇御所に関連するものとなる。ここでは奈良時代の1官衙の建物配置と変遷を問題にする上で、第Ⅰ・Ⅱ期の配置をとりあげてみたい。

造営期の年代比定

第Ⅰ期を和銅創設から天平末年ごろまでとすると、約40年間となるが、掘立柱の耐用年限からすればやや長すぎるきらいがある。和銅創設の際、直ちにすべての宮内諸官衙が完成されたかは明らかでない。むしろ、長期間を通じて完成されたとみるべきであろう。事実、和銅4年には宮垣すらも未だ完成していない状態であり、和銅7年にあらたに造宮省に史生を6人加えていることなどからすれば、和銅以降宮内の造営は連続しておこなわれていたことが知られる。また『藤原武智麻呂家伝』に、養老5年に武智麻呂が造宮卿の時、工匠を率いて宮内を改作したとの記事があり、このころに改作がおこなわれたことがわかる。『家伝』によれば、彼は神亀元年2月には既に知造宮事であり、『公卿補任』には神亀3年にも知造宮司事に任じられていることが記されるので、少なくとも神亀元年以降は知造宮(司)事という官職があつたことが知られる。一方『続紀』には神亀元年4月に造宮卿兼養筑紫の死亡の記事がみられるので、造宮卿と知造宮司事の両者の存在が認められ、宮内造営の機構強化がうかがわれる。さらに神亀元年3月に設けられた催造司は、これらの監督・推進に当つたであろうし、宮内整備のためまだまだ造営がつづけられていたのであろう。これらの記事から、第Ⅰ期の造営は長期間であつたこと、また、神亀を境にして造営の態勢に変化があつたことを考えさせられる。

神亀ころの改作

第Ⅰ期ではこの神亀頃を境にして、造営期を2小期にわけて考えるべきでなかろうか。第Ⅱ期も造替年限としてほぼ15年ほどの小期に分けられるから、第Ⅰ期にも神亀頃に改作があつたとするのが妥当である。そうすると掘立柱の耐用年限が長すぎる問題とも矛盾しない。^{*} 第Ⅰ期の建物のうちSB167・176は、他の2棟と方位が異なり、造営が2回あつたとすれば、SD126Aとの重複から第Ⅰ期でも古い時期にあてられる。

第Ⅰ期の小区分

第Ⅰ期の建物の配置をみると、第Ⅱ期と比べて単に棟数に変化があるばかりでなく、配置方法が全く異なっている。しいて共通点をあげるならば、敷地の東部に正庁とみられる4面廂の建物が1棟存在することだけであつて、これからは、第Ⅰ期と第Ⅱ期は同一官衙であるとするには資料が不十分である。第Ⅰ期末に相当する天平末年のころの宮内事情を考慮すると、第一次朝堂院・内裏が東の第二次朝堂院・内裏と占拠が移動したとみられるし、それに伴つて宮内の官衙も一部占拠の移動があつたろう。6ABO区でも、占拠の移動を考え、第Ⅰ期と第Ⅱ期の建物を異なつた性格の官衙とみなした方がよさそうである。例えば、第10次以降の発掘調査で、第二次内裏に北接する6AAO区で発見した遺構群のうち、時期的に第Ⅱ期に相当するものは、第二次内裏に関連する建築群であり、これらは平安内裏北辺の蘭林坊・桂芳坊・華芳坊のよう

第Ⅰ期の官衙の性格

^{*} 宮内官衙建築は今迄の調査から殆んど掘立柱の建物であることが確認され、恭仁京遷都について新しい問題を提起できる。恭仁遷都の理由として、従来から藤原広嗣の乱・橘諸兄の献策など、政治的方面から考慮

されているが、掘立柱建築の耐用年限を考えると、天平12年頃には、宮内建物の改築時期がきていたことも無視できない。このような建物の構造的な面も恭仁京遷都の一素因としてつけ加えられるのではなかろうか。

な、内裏に付属する建物の前身的なものと理解された。6ABO 区は第一次内裏に北接する地域であつて、第Ⅰ期の遺構群は位置的に、第一次内裏に付属する建物とみられないこともない。遺構群が散在することもその可能性を考えさせる。

第Ⅱ期の官
衛の性格

第Ⅱ期の配置は各小期ごとに変化している。各小期は天平末年・天平宝字7年・宝龜のころにはじまり、長岡遷都を考えると期間は15年前後になる。これは掘立柱建物の改築としては適当な時間経過である。井戸が使用されたのは第Ⅱ期はじめからの可能性がつよく、井戸を必要とする官衛がこの地区に設けられたと考えてもよいだろう。この点でも前期と官衛の性格の異なることが知られるのである。第Ⅱ—1期と第Ⅱ—2期の配置を比較すると、東西部にわける中軸線の変更が著しい差異であるが、敷地が南に拡張されるにもかかわらず、基幹になる建物の配置に変化がない。またほぼ似た位置で改造されていることは、第Ⅱ—1・2期とも同じ官衛が存続したものと理解され、この官衛の付属施設が拡大発展していったと認められるのである。ところで、第Ⅱ—2期の造営をみると、各建物が統一的規格で建設される点や、建築群が宮域中軸線と関連して造営される点からは、この期の造営が宮城内の全官衛の整備工事の一環としておこなわれたことを推定させる。

宮内省大膳
職

第Ⅱ—1期にこの地域に存在した官衛は、SK219 出土の木簡の記載内容から、宮内省大膳職の可能性が大きい。今までの発掘調査結果では、1地域に多数の大井戸が発見されたのはこの地域の他になく、大膳職の占地と井戸の存在は密接な関係にあつたとみられよう。

第Ⅱ—2期の拡大発展は付属屋ともいべき梁間2間の切妻の建物の棟数の増加であり、とくに西半部の建物はすべてこの平面形式の建物が並んでいて、似た性格の建物を集中して、この地域に特別な機能をもたせたとみられよう。後述するように、これらの付属屋を倉代屋とみなして、西半部が貯蔵空間を構成したとも考えられる。

第Ⅱ—3期
の特色

第Ⅱ—3期は、配置からみれば、第Ⅱ—2期の改造というよりむしろ建物配置を根本的に改めた時期として理解される。第Ⅱ—3期の配置の基本は、敷地を分割して小区を設けたことである。この期では明らかにこの地域の官衛の正庁と目されるような大規模の建物を指摘することは不可能である。しかし、各小区には必ず両廂もしくは片廂をもつ建物が配されて、その小区の主要殿舎とみられ、各小区がそれぞれ独立した機能をもつていたように考えられる。したがって、建物配置から官衛機構を類推すれば、この時期のこの官衛においては機能分化がおこなわれて、分掌が確立したのではなかつただろうか。井戸 SE311A ではこの井戸の最終期を示すとみられる井戸内の堆積のなかに、「墓所」の墨書のある土器が出土しており、醬院や菓餅所のような大膳職内の一部局としての墓所を考慮しうるなどから、この井戸をつかっている第Ⅱ—3期の官衛もやはり大膳職とみられる。建物の配置にみられる小区の分化は大膳職内の機構の分化として理解されよう。

暫定的建物
の意味

なお、第Ⅱ期では小期の前後に暫定的に存在した建物がある。ここで改めてその意味を考えてみよう。第Ⅱ期のうちもつとも古い建物は SB170 である。この建物は第Ⅰ期の建物が撤去されて、敷地が盛土整地されてから建てられている。この建物の真正面に SE168 の井戸が設けられて井戸と対に造られたとみられ、この関係は第Ⅱ—1期の SB200 と SE311 の関係に似る。そのことから SB170 は SB200 がつくられる官衛が完成する前に暫定的にこの官衛の主要な機能を果していたとみることもできる。第Ⅱ—1期は東半部から造営され、SB200 が竣

悠紀・主基
外院の建物

かは不明であつて、配置と機能の問題は全く知りえない。広い意味で食糧に関係する殿舎の配置がわかるものは、大嘗会の際に、北野に卜定して設けられる悠紀・主基の在京斎場の内外院の建物配置である。外院は Fig. 12 に示すように殿舎が配置され、殿舎は庁・酒屋・人給屋・料理屋・倉代屋・宿屋・大炊屋・納雑物屋・麴室等からなる。^{*} 建物を平面規模で分類すれば、両廂付建物は庁・大炊屋・官人宿舎・倉代屋であり、片廂付建物は酒屋・人給屋であり、廂のある方が正面を向く配置になつている。平面規模からみれば、庁は両面廂の建物であるが、建物の用途として両面廂は必ずしも庁ばかりでない。したがつて、庁としての条件は、核になる位置にある4面廂もしくは両面廂の建物であつて、庁と同規模の平面でも、配置上核にならない建物は、大嘗会の外院にみられる大炊屋・倉代屋のように、付属建物とみなさねばならないことになる。大嘗会の主基外院の庁付近の配置をとりあげると、第Ⅱ—2期の配置によく似た形になる。それ故、核になる SB201 を庁とみることは妥当であり、SB206・209・293等の南北棟の建物は納雑物屋・倉代屋のような貯蔵所や、料理屋・造筍形漬菜屋のような作業所と考えられよう。この外院の内には大多米院があり、一部局としてまとまつている。このような配置は、第Ⅱ—3期にみられる建物の配置に似ており、第Ⅱ—3期では各部局がまとまつて配置されたと考える根拠を与える。もちろん、大嘗会の外院の殿舎配置と大膳職の官舎の配置とは、何ら密接な相関関係があるわけでないが、建物配置から建物の性格を考える一指針としてとりあげたのであつて、これとの比較で、6ABO 区の建物について正庁と付属屋、あるいは官舎内の一部局を類推することはできよう。

建物の用途

倉代屋の可
能性

各建物の用途を推定するため、西大寺資財帳の食堂院の建物のうち、食糧に関係するものを選びだすと、東西の檜皮葺厨は11間×4間(110尺×40尺) 倉代5間×2間(50尺×20尺)であり、政所院では檜皮葺厨5間×2間(45尺×16.5尺, 45.5尺×19尺, 50尺×20尺) 檜皮葺政庁5間×2間(46.5尺×20尺)であり、平面からは5間×2間の規模をもつものに政庁・厨・倉代の種類がある。諸寺の資財帳や和泉監の正税帳にある倉代屋も梁行2間のものであり、平面から建物の用途は限定できない。この地区が大膳職とすれば、当然貯蔵空間としての建物が必要であり、梁行2間の建物の一部を倉代屋にあてることができる。ともあれ、位置・規模から正庁を推定するのは可能であるが、付属屋の性格を限定することは困難である。

D 建物の平面と構造

第Ⅰ期・第Ⅱ期の建物を分類すると Tab. 11 のようになつて、身舎2間の切妻の建物もつとも多く、片廂・両廂・4面廂と平面規模が大になるにしたがつて、棟数は少なくなる。これらの建物のうち数少ない形式のものは、身舎3間 SB293・341 と孫廂をもつ両面廂の建物 SB201 であつて、僅か1~2例のみである。

床張り建物

発見された建物のうち、身舎あるいは廂内に床束の痕跡とみとめられる小穴が棟方向に1列あつたものは、SB116・170・186・200 であり、床張りの建物であつたと考えられる。^{**} また SB285 は、廂に1列、身舎に2列の小穴が棟方向に並んでおり、同様床張りの建物と考えられよう。ところで、このような床束の穴の他に、建物内に小柱穴の並ぶものがある。それらは、SB191・192, SB170・171, SB364・366・375, SB299・300・389, SB370・371, SB293・297

* 『儀式』巻2による。『延喜式』では多米酒屋・倉代屋・供御料理屋・多米料理屋・麴室の名がみえる。

** SB201 も床張りかもしれないが、床束の位置が SB200 の柱穴と重複して確認できなかった。

身舎 梁間	桁行間数 構造	3間	5間	6間	7間	9間	13間	計
		1間 切妻	1	1	0	1	0	
2間 切妻	2	6	1	14	0	1	24	
3間 切妻	0	0	0	1	0	0	1	
2間 切妻・片廂	2	5	0	1	0	0	8	
2間 切妻・両廂	0	3	1	1	2	0	7	
2間 切妻・両廂・孫廂	0	0	0	1	0	0	1	
2間 4面廂	0	0	0	2	0	0	2	
計		5	15	2	21	2	1	46

Tab. 11 建物構造類別表

にみられ、建物の柱と重複せず廂或は身舎内によくおさまる位置にある。これらの小柱穴は建物と共存し、建物内につくられた棚のような格納施設か、あるいはこの部分のみ床を張ったものとみられる。

格納設備

棚のような施設を考えるならば、建物内の広い部分をこの施設がしめる SB299・370 は倉代屋と考えてよい。このような束穴の検出されなかつた建物は土間であつたとみるほかはない。SB205 で塼が検出されたほかは、土間床の設備はわからない。また、各建物の柱間装置については全く不明である。内部に間仕切りを設けた建物には SB327 があり、桁行を3間2間にわけている。この平面形式は建物内を室・堂にわける大嘗会正殿の平面に似ており、また前掲の大嘗会外院の諸宿所とも同じ形式である。廂を設けている点は人給屋に近似する。SB327 は間仕切りを設けて東西を別な用途にあてたことを示している。特異な平面のものに SB285 があり、背面の側柱が2個所欠けている。この部分のみに土居をおき、その上に柱をたてたのであろうか。ともあれ、このような平面は、この建物の用途によるものと推測されるが、肝心の建物の性格は判然としない。

内部間仕切

平面寸尺と各期の建物の関係をみると、第Ⅰ期は造営単位尺が他の期に比べ短かく、柱間も異なる。第Ⅱ—1期になると造営単位尺が統一され、柱間も10尺のものが多くなり、第Ⅱ—2期では造営単位尺も柱間寸法も統一される。また、第Ⅱ—3期は造営単位尺は不同で柱は10尺より小さくなる。第Ⅱ—2期の柱間が10尺間で統一されていることは、桁・梁は無論、柱などまで同一規格のものが使用できる利点があり、この期の造営は大量生産による建設だつたと思われる。また、中軸線が宮域のそれと一致することもあつて、宝字7年頃の宮内改作は、宮内の全建物を統一的計画の下で改築したと考えてはどうだろう。この時期は第Ⅱ—1期の建物がほぼ改築を必要とする頃にあたり、この

造営単位尺

ような計画で改築される可能性が十分ありうる。

第Ⅱ—3期の建物では廂付の建物が多くなる点が注目される。ところで、明らかに柱を抜取つた痕跡が認められた建物は SB131・143・177 A・186A・194A であつて、第Ⅱ—1期と第Ⅱ—2期を比較すると、第Ⅱ—2期の建物は柱を抜いた痕跡のないものが多い。したがつて、第Ⅱ—2期の建物の多くは撤去にあつて柱を抜かず切り倒したとみてよい。15年ほどの経年では掘立柱は根部が腐朽しても地上部分の再用

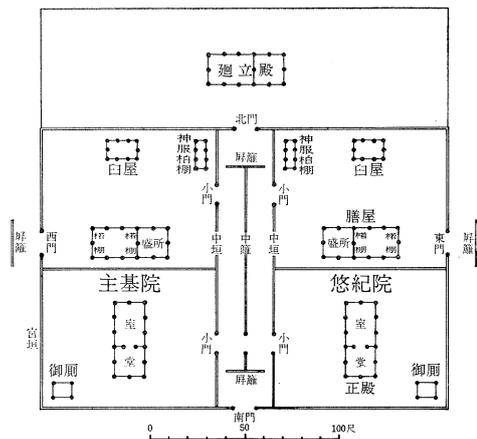


Fig. 13 大嘗会内院

掘立柱の再
使用

は可能であつて、それを第Ⅱ—3期に再利用した疑いが濃い。柱高をもとのままに保つには、掘立柱にすることをやめて、礎石あるいは土居の上に柱を立てねばならないが、第Ⅱ—3期の建物は掘立柱建物として造営されている。掘立柱として再利用するためには、根部を切り取つた場合、身舎の柱を廂の柱に転用せねばならない。掘立柱の地中に埋める部分は柱穴の平均値によると3尺にみえない。^{*} 記録上掘立柱建物として知られる信楽にあつた藤原豊成の板殿は、長50尺広26尺柱高16尺の建物であるが、天平宝字5年12月の勘注には柱の長さ20尺と記されているので、掘立てた部分は4尺として勘注している。しかし、天平宝字6年正月の造石山院所返抄によれば、この柱の実長は19尺となつており、現実には3尺より掘立てた部分がなかつたことが知られる。建物を壊す以前の勘注のとき、柱の長さを20尺とみているのは掘立柱を4尺ほど埋めるという常識があつたためではなからうか。^{**} 掘立柱建物を再用する場合、柱を抜かず切りとつて再利用するとすれば、4尺ほど長さが短くなるわけである。身舎の柱高が15尺前後であつたとすれば、この柱を廂に用いると、柱高として11尺前後で再用できる。第Ⅱ—3期の建物には、廂部分のみ礎石を用いた SB211・413 のような建物もある。これは廂の柱が短かいために掘立柱にすることを避けたのであろう。SB413 のように、廂の妻の柱のみ掘立柱にしているのは構造上考えたことであろう。第Ⅱ—3期の建物に廂のあるものが多いのは、第Ⅱ—3期の造営に当つて、第Ⅱ—2期の部材を転用したため、柱高が低くなり、廂のある建物が多数建てられたのでなからうか。第Ⅱ—3期の建物の柱間が8尺前後なのは、第Ⅱ—2期の建物を解体する際の部材の継手仕口の損傷部分をすてて転用したためとも考えられ、第Ⅱ—3期の建物は第Ⅱ—2期の部材を再利用した可能性がよい。

掘立柱建物の
構造

このような掘立柱の建物の構造がどうであつたかは推測するほかない。構架としては二重虹梁臺股・叉首組・束立の3種が考えられる。前にあげた大嘗会の正殿は『儀式』から簡単な構造であることが判る。^{***} この平面は SB327 の身舎と全く同じであり、構造は柱高10尺、椀長13尺、椀(ウタチ)高4尺とあり、束立となつている。また信楽にあつた藤原豊成殿板殿も前掲の記録に宇太知、宇立、宗立とそれぞれ記され、東によつて棟木をうける構造である。6ABO 区の瓦出土状況から、この区の建物は瓦葺が少なく、SK217・219 や井戸などから檜皮の断片が多量に出土しているので、多くは檜皮葺あるいは板葺のような軽い屋根であつたと思われる。第Ⅱ—2期の造営のように大量生産的な造営を考慮すると、建物の構造も簡単であつたろう。梁に束を立て棟を支え、桁も柱に直接の斗栱のない構造であつたろうと推測される。^{****}

掘立柱建物
採用の理由

官衙建物が掘立柱建物である理由は何であろうか。掘立柱でも礎石を用いても平面では異なることがない。礎石が大陸風、掘立柱が和風とする従来の考え方も、官衙建物が和風でなければならぬ必然性はない。^{*****} むしろ、掘立柱使用による建物の造営は、その建物の使用目的に関係するのではなく、技術や構造に関係するものと考えたい。礎石の建物と掘立柱建物の得失を検討してみよう。平城宮内の諸建物をすべて瓦葺にするには、瓦の所要量は莫大になり、一般の官衙建物まで葺くほど生産は不可能であつたろう。そのため、官衙建物は檜皮葺もしくは

* 現状では旧地表が削平されているので、実際の柱穴は3尺くらいと考えられる。

** 勘注北殿板葺屋一宇(天平宝字5・12.28)『大日古』4。
造石山院所返抄(天平宝字6・正.15)『大日古』15。
造石山院所解案(天平宝字6・閏12.29)『大日古』16。

*** 五間正殿一宇 長四丈 広一丈六尺 柱高一丈 椀

長一丈三尺 以葛野席覆其上 椀高四尺 以北三間為室 南戸 葺席 以南二間為堂。

**** 隅のみは柱上に肘木をのせるかもしれない。

***** 法隆寺東院の夢殿・伝法堂をのぞく堂舎は当初掘立柱建物であつた。

は板葺にせざるをえなかつたと思われる。ところで、寺院建築にみられる古代の建造物は、柱上に斗拱を設け、桁・梁を架けて屋根を支える方式であつて、軸部は頭貫のほかに柱をつなぐ貫材がなく、勿論筋違も使われていない。壁間渡材をのぞくと横の連結材は外からうちつけた長押のみといつても過言でない。したがつて、礎石上に建てられる建物は、柱上部のみが連結されるだけで、壁体がなければ水平方向の力に対して甚だ脆弱であり、屋根上の瓦の荷重によつて水平方向の力にたえなければならぬ。ところが掘立柱の場合は、柱が一本ずつ固定されているため堅固な壁をつくらずにすむし、また屋根による荷重も大である必要もなく、檜皮・板のように軽い材料を葺材に使用できる。これはまた柱の径が小さくてすむ利点がある。^{*}さらに身舎のみの梁間2間の建物にみられがちだねじれも防止できる。造営の際の立柱も礎石にたつ建物より容易である。以上の点を考えれば、官衙建物が掘立柱の建物であつたということは、屋根葺材料が容易に入手でき、また施工も簡単であることに求められよう。部材を統一して、大量生産によつて建設する事情を考慮すれば、掘立柱建物は、多数の建物の造営にあつて、当時必然的に要求された構造方法の所産であつたとみられるのである。

2 遺 物

A SE311・272 出土の遺物とその年代

SE311 と SE272 の井戸からは、多様な遺物を発見した。その大部分は、土器や木製品の多くのように日用雑器の類だが、なかには特殊な用途が考えられて、井戸から出土することに意味があるのでないかと推定されるものがある。その各々については、今後の研究にまつべき点が多く、多方面の研究者の協力をえて解決せねばならない重要な問題を含んでいる。ここでは、そのような特殊な遺物を列記しておこう。

井戸出土の
特殊遺物

SE311 は、上下2層になつて遺構があり、その各々から遺物を検出した。下層の SE311A の遺物では、人形と齋串と仮称した木製品を特殊なものとしてあげることができる。人形は男性の五体を刻み、顔をえがき、腹背に文字を書き、目と胸に木釘を打つており、明らかに呪詛を目的としたものである。賊盗律の厭魅条にみえる厭魅をつくる所業には、この種の呪詛の人形をつくることもはいるのであろう。齋串は、これまで各地の井戸遺構から出土した例も多いが、井戸以外の遺構からも出土する。この形態は中臣の寿詞にみえる「玉櫛を刺立て」る行為にふさわしく、祭祀行為に密接に関連する遺物であろう。

井戸と祭祀

上層の SE311B では、陽物をかたどつた木製品と齋串のほかに、土馬が2点、人面をえがいた皿形の土師器が2点ある。土馬が祭祀に関係し、井戸出土のものが降雨湧水の祈願と関連することは多くの人々の指摘するところである。陽物をかたどつた木製品もこの種の祭祀に関係があるのだろうか。人面を墨書した土器は、多賀城付近出土例を最北端に南は佐賀市出土例までである。その多くは奈良時代あるいは平安時代初期のものであつて、壺または鉢の器形の体部側面に複数の人面を画くのを通則としている。本例のように皿に画いたものは例外的なようである。多数出土した他の墨書土器では、判読の可能なものが少ないが、「奉載…」と読める高

^{*} 6ABO 区で出土した掘立柱柱根は最大のものでも 33cm ほどで、寺院の柱に比べると細い。

杯のように単に習書落書とおもえぬものがある。

SE272B では、齋串をあげうる程度であるが、以上3個所の井戸を通じて、櫛が多数あつたことと銅銭の出土もやや特殊な現象として指摘できよう。しかし、その意義を解明するまでにはいたっていない。

井戸出土遺物の重要性

SE311 と SE272 の井戸は、ここに述べたような特殊な遺物の存在のみでなく、土器や木器・金属器のような日常雑器が多量に出土し、出土状況からその年代推定が可能であつて、これら遺物の編年・研究の規準になる点も重要なことである。

遺構の考察で述べたように、この両井戸は SE168 とともに、この地域が官衙の一地域として整備された第Ⅱ—1期すなわち天平末年頃に創設されたと推定できる。井戸はその後にも存続したのであり、遺物の埋没年代は創設年代とは別である。これまで平城宮の調査で発見した大形の井戸は6個所あるが、この2個所以外は遺物をほとんどどめないほど丁寧に清掃がゆきとどいている。この2個所の井戸も、使用中は清浄にしていたものが、使用が中絶するか、終了した時点で遺物が混入埋没したものと考えられる。遺物の出土状況から、その埋没の過程を復原し、年代を推定してみよう。

遺物埋没の過程と年代

SE311A の遺物は底の礫敷上からひとまとまりになつて出土し、遺物直上から泥土が堆積し、同Bとの間の泥土には遺物の混入も、層位的な所見も、攪乱も認められない。泥土の堆積は井戸の使用断絶によるものと推定され、それはおそらく平城京から長岡京への遷都による使用断絶であろう。遺物は、使用中最後の井戸の清掃から遷都すなわち延暦3年ごろまでの間におちこんだものと推定できる。SE311A の遺物は奈良時代最末期のものといえる。

SE311B はおそらくくちほろびていた SE311A の井戸枠の上部を撤去し、泥土の堆積をある程度さらえ、その内に一まわり小さく井戸枠を組みかえたものである。遺物は、底部に一層になつて、落葉のような自然遺物とともに厚さ15cmほどに堆積しており、あたかも一時に投入したような状況であつて、遺物の間には泥土も少なく、層位的な所見も認められなかつた。このB井戸の改造は、平城上皇の平城遷都に結びつく。井戸を放棄し、異物を多量に投入したような事態の発生は、平城上皇の崩御(天長2年)によつて生じた平城宮の完全な放棄によるのであろう。したがつて、SE311B の遺物は、天長2年後の短期間に投入されたものと推定できる。この上下の井戸の遺物埋没年代は、伴出銭貨と木簡の推定年代とも矛盾しない。

SE272B では、遺物は底面直上から始まつて現存する井戸枠の最下1段付近の厚さ約50cmほどの泥土中に散在していた。底面近くで承和昌宝が発見されており、泥土の堆積は、おそらく平城上皇崩御後に始まつたものであろう。遺物は、SE311B と違つて、天長2年以後の泥土堆積中のある幅をもつた期間中におちこんだものであろう。この推定は、次節で述べるように遺物とくに土器の観察からする結論とも一致している。SE272B の遺物埋没の下限を決定するには現在では何らの拠り所もない。

B 平安時代初期の土器

平安初期の土器

報告した土器群では、質量ともに SE311B・SE272B・SK234 等出土の3土器群が最も顕著なものである。前節で述べたように、SE311B は隆平永宝と木簡を、SE272B は承和昌宝を伴出し、SK234 他は平城宮の遺構としては層位的に最上層に位置しており、いずれも平安時代初

期に属するものである。ここでは、主としてこの3群の土器をもとにして、平安時代初期の土器の様相の一端をうかがってみたい。

SE311B と SE272B の土器は、その伴出した錢貨はもとより、出土状況にもかなりのちがいがあつた。この差は土器にもあらわれている。数量的に最も多く、共通にある土師器の杯 A・椀 A・皿 A の3系統の食器類(以下杯 A～皿 A と略称)によつてみよう。

土器群 \ 手法	c	e	f	計
SE311B	123	19	9	151
SE272B	21	34	1	56

Tab. 12 杯A～皿A手法別個体数

杯 A～皿 A の外面の調整手法には、c・e・f の3種類を確認した。その内訳は Tab. 12 に示した。これで見ると、c・e の2手法の両土器群における出現頻度は明らかに差がある。

c 手法は、『平城宮報告Ⅱ』で述べたように、* すでに SK219 様式以前からあり、以後 SB116 様式で盛行している手法である。今回報告した土器群でも、奈良時代終末期のものとして推定される SE311A の杯 A～皿 A は、少数ではあつたが、すべて c 手法のものであつたことも留意される。これに対して、e 手法は SK219・SB116 の2様式の杯 A～皿 A にはないようである。現在のところ、杯 A～皿 A に e 手法が採用されるのは、ここで問題にしている土器群からであり、この後平安時代の土師器ではこの手法が広く採用されるようになる。この点からすれば、杯 A～皿 A の両手法の採用には明らかに時代差があり、SE311B と SE272B の土器群は、おそらく c 手法の放棄に連なる e 手法の全面的な採用の時期に成立したものであろう。SE272B 井戸の底の礫敷に接して検出した杯 A～皿 A は、少数ではあつたが、すべて c 手法のものであることも、c・e 両手法交代の情勢をしめすものであろう。

この観点にたてば、SE272B の土器は、最も古く製作されたものの年代はたとえ SE311B のものに接近していても、e 手法の主流になつたのちの時期の土器を多く含んでいるといえよう。

この2土器群のちがいは、他の点からもうかがわれる。土師器の外面をへらで磨く手法は、奈良時代では各種の器形で広く行われ、特に杯 B や蓋ではほとんど例外なく採用されており、それが一種の装飾的効果をあげる手法になつていく。この手法は本来、へらで磨いて器面を密にし、光沢をもつ明るい面と磨かれずに残つた暗い面との対照の効果を伴つた手法であつたのだが、この段階では、へら磨きがへら描き線状の深いものとなり、全体として線状の凹凸の集合としての装飾手法に転化している。さらに、その施された器形も、杯 B・蓋・高杯・壺以外にほとんどみられなくなるのみでなく、そのうちにもこの手法を欠くものがあらわれる。SE311B では、杯 B の6個体中5個体、蓋5個体すべてにこの手法は行われているが、SE272B では、杯 B 8個体すべてが、また蓋3個体中2個体がこの手法を失なつていく。この点も、2土器群の差異とすることができる。杯 B では同時に SE272B のそれが小形になつていくことも無視できない。このようにみえてくると、この土器群に技術的内容の十分な把握が困難な f 手法があり、しかも両土器群では量的に違いがあるのも、両群を構成する土器の差異の1つにあげることができるかもしれない。

このように SE311B では比較的少なく、SE272B で多くみられたいくつかの要素は相対的に新しいものとみることができる。これらの要素に伴う他の諸現象を明らかにし、それを SE311B で多数をしめる要素に対置するならば、ここに新旧の2様式を設定するのが可能かもし

土師器の手法

SE311B と SE272B の年代差

平安初期の2様式

* 『平城宮報告Ⅱ』P. 92。

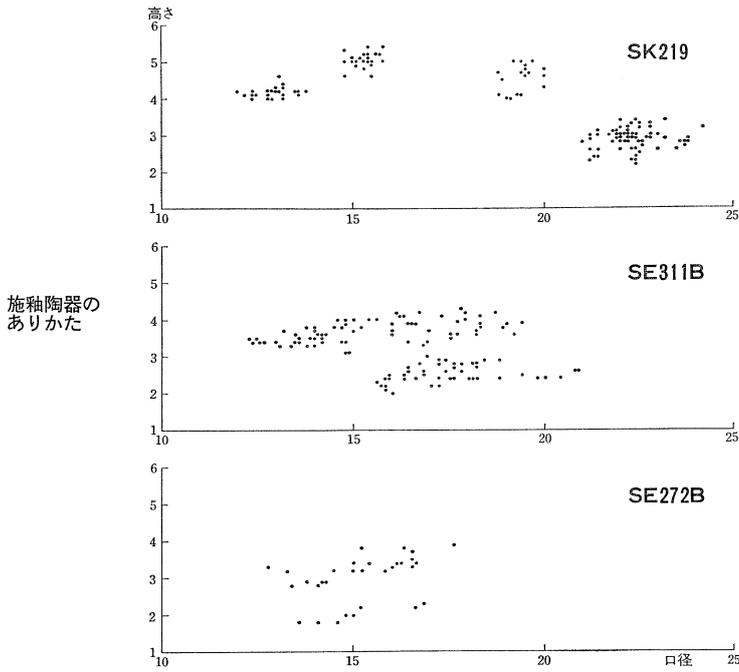


Fig. 14 杯A~皿Aの法量による分散状況 単位cm

れない*。しかし、平城宮出土土器では、すでに提唱した SE311B 様式の設定までは可能であるが、次の様式設定にはなお資料不足である。今のところはこれを一括して、平安時代初期の土器としておこう。

平城宮出土の平安時代初期の土器において注意をひくのは施釉陶器の存在である。ここでは低火度釉の緑釉陶をとりあげる。低火度釉陶は、三彩・二彩・緑釉・褐釉の各種が出土している。緑釉陶で年代の確定しうる出土状態であつたものでは、これまでのところ平安時代初期のものが多くは注目すべきであろう。

緑釉陶には濃緑色のものと淡緑色のものがあるが、平城宮出土の平安時代初期の緑釉陶の多くはわずかに黄色味をおびた淡緑色のものである** これらの緑釉陶は、特徴ある高台部分のみでなく、器形全体も従来の須恵器・土師器にはあまりみられないものをもっている。これまで須恵器に施釉したとされたことのある須恵器に近い質と色調の胎土をもつ種類でも、その器形は従来の須恵器にみられるものは少ない。施釉陶器は、平安時代初期においても、須恵器・土師器とは別の独立した系統の窯業製品であろう。

須恵器とロクロ

SK234 他出土須恵器における新しい器形の出現は、須恵器の成形におけるロクロ使用の問題と密接に関連するのではないかとおもわれる。底部下面に糸切痕跡をもち、ロクロの回転力を利用して粘土塊から成形したとみられる須恵器は、平城宮ではこの平安時代初期の土器群のものが、これまでのところ最も古い例である*** その技法による確実なものは、所謂長頸壺の系列の器形に限られ、他の多くはなお粘土紐巻きあげを第1段階とした成形技法によつている。奈良時代最終末のものとみられる SE311A 出土の壺 E (20) が、最も早く糸切痕跡をもつ器形の一つでありながら、なお巻きあげを基本にして成形されていることからみて、ロクロ上にすえた粘土塊からその回転力によつて器形をひきだす新しい技法による製品の登場は、平安時代のごく初めにあると推定される。須恵器の新しい器形には、口径に対して底にあたる部分の比較的小さいものがある。完成品では底部下面が調整されていてわからなくなつているが、この種の器形の出現は新しいロクロによる成形技法の出現に関連しているのではなからうか。

土師器の規格性

平安時代初期の土師器には、すでに述べたような e 手法の広範囲な採用やへら磨き手法の放棄などの特色があつた。さらに大きな特色としてあげられるのは、土器が器形に応じて法量に一定の規格性をもつていたものが、このころからその規格性を失つていく傾向のあることであ

* SK234 等出土の土器では、土師器の保存状態が悪いため、断定しがたいが、観察しうる限りでは SE311B により近いようである。

** SE311B 出土緑釉皿は例外的に褐色をおびた濃緑色

を呈している。

*** 『平城宮報告II』で述べた「へら切り痕」は事実の解釈のあやまりであり、「水びき」「まきあげ」は不正確な内容を含んでいて、訂正を要する。p.30註1参照。

る。SE311B 出土土師器で最も多数をしめる杯 A～皿 A の口径と高さを計測し、それを天平宝字末年の SK219 出土の同器形のものと比較すると (Fig. 14), SK219 出土品では、各器形が一定の範囲の大きさの口径と高さを持ち、他の器形と明瞭に区別されているのに対して、SE311B ではまったくその区別が不可能である。この事実を土器生産の場にもどして考えると、生産者に対する官の規制度といった観点から、あるいは、生産と流通の観点から、種々の解説をひきだすことも可能であろう。それは別にして、ここではこの図表でみられるように、SE311B 出土品が全体に小形になる傾向のあることを指摘しておこう。このことは SE272B の同様な図表によるとさらに明瞭である。この法量の縮小と規格性の喪失は、e 手法の広範な採用と表裏するものであつて、平安時代初期の土師器の大きな特色となつている。

小形になる
土器

3 木 簡 と 官 衙

『平城宮報告Ⅱ』は 6ABO 区の遺構を一つの官衙遺構と推定し、同区から出土した木簡などにより宮内省所轄の大膳職もしくは内膳司に比定するのがもつとも妥当であるとした。上記の結論を導いた考察過程を要約すればつぎの通りである。

官衙の比定

1. 6ABO 区は、全体としてまとまりをもち、複数の機能は考えられない。
2. 当区の宮域内において占める位置、建物遺構の全体的な配置、3 箇所の大井戸の存在、各種の出土遺物を総合的に検討すると、この地区はなんらかの官衙遺構と推定される。
3. 当区の遺構は、大別して 3 期にわたつて造替が行われているが、そのうちの第Ⅱ期すなわち天平17年以降奈良時代終末までの時期については、当区東半部西よりの土壌 SK219 から発見した総数41点におよぶ木簡の記載内容、土師器の甕に墨書された「羹所」によつて、宮内省所管の大膳職もしくは内膳司を比定できる。

いまこゝでとりあげようとするのは、上記の第 3 点すなわち第Ⅱ期に関する官衙比定の問題である。結論的には『平城宮報告Ⅱ』の比定に誤りないとおもわれるのであるが、比定のほとんど唯一のきめ手になつた木簡資料については、同報告書作成段階と比較にならない発見をみた現段階では、* その解釈に不十分な点が多々みうけられるし、さらに『平城宮報告Ⅱ』の結論部分に批判的な論説に接することもできたので、** いま一度この問題を取りあげることが必要であるとおもわれるのである。それでは『平城宮報告Ⅱ』が 6ABO 区遺構を大膳職ないし内膳司と比定した論拠はいかなるものであつたらうか。

41点の木簡の記載内容は、つぎの 4 種にわけられる。a. 物資 (食料および火) の請求伝票、b. 調・中男作物の荷札、c. 品目を表示し宮内での保管整理につけた付札、d. その他習書・楽書の類。(以下 a を文書木簡、b を荷札、c を付札と仮称する)。さらに荷札・付札については、塩・胡桃子・海藻・蕨甲羸などの食物および食物を盛りつけるために用いたとおもわれる長女柏など食料品関係のものがそのほとんどを占める。したがつて、この木簡に関する官司は、食料品の収納・保管・加工および出納を行う官司でなければならず、このような機能を果たしたものを 8 省およびその被官に求めるならば、宮内省所管の大膳職もしくは内膳司を考えるのがも

SK 219 の
木簡

* 昭和40年8月現在総点数約 3900。

本紀研究』9巻4・5・6合併号昭37)

** 直木孝次郎「平城宮跡出土の木簡と大膳職」(『統日

つとも妥当である。そしてさらに、そのいずれともきめる材料は見出し難いが、内裏との近接性を重視すれば供御のための内膳司の可能性が強いと推定したのである。

内膳司の可能性を打出したことに対しては、直木孝次郎は内裏との近接性は内膳司を選ぶきめ手にはならないとして、出土木簡を詳細に検討することにより、むしろ大膳職に比定することの妥当性を強調した。

木簡の資料性

上にのべたところに明らかなように、官衙比定に木簡資料はほとんど唯一といつてよいほど決定的な役割を果たしている。土師器の甕に墨書された「羹所」は、第Ⅱ期を通じて 6ABO 区が大膳職もしくは内膳司であったことを推定させる好個の資料であるが、こゝでは木簡の記事についてのみのべることにしたい。その場合まずその後に発見したほう大な木簡の資料性を吟味し、それが出土地域の性格を決定するのにどれだけの有効性をもち得るかを確かめておくことが必要とおもわれる。当面の問題である官衙の比定に関連してつぎの2点を指摘しておきたい。

荷札と遺構

その第1は、食料品に関する調・中男作物などの地方貢進物につけた荷札は、第21次発掘調査までの木簡出土遺構11個所（その内訳は土壙7・溝3・井戸1でこれらは宮内全域に散在している）のうち、6個所から発見しているから、この類をただちに特定の官衙を比定する材料にすることはできないということである。『平城宮報告Ⅱ』がこれを官衙比定の直接的な資料に用いたのは誤りであつたといわねばならない。調・中男作物などの荷札は、本来それを保管収納する官司を離れて、実際にそれを消費する場所においてとり棄てられたと考えるべきものである。これらの荷札は、その物資を本来収納する官司が検収の際とり去ることはなく、物資にとりつけられたまま移動していると推定される。但し上記の11個所の出土遺構中、まったくこの種食料関係の調札を発見できなかったものが5個所をかぞえることは注意を要する点で、この種のものの存在は、その遺構をふくむ近傍の性格を考える上に一つの示唆を与えるものであることは誤りない。これが直接的・第一義的資料になり得ないにしても、間接的ないし補足的にはある種の官司を推定させる資料性を有していることは否定できないとおもわれる。

文書木簡の特徴

第2は、文書機能をもつた木簡の資料性である。文書木簡はその後各種のものを発見しており、点数も相当量にのぼってきている。その内容を検討すると、つぎの点が特徴としてあげられる。その1は文書形式上の特徴である。符・解・移・牒などの公式令書式をもつものもいくつか見出されるが、むしろ圧倒的な比重を占めているのは、書式をととのえていないものないし書札様の啓状文書の類である。この点は木簡には官印を捺することがないことと関連しているとおもわれる。文書木簡の伝達機能は原則的には同一官司内部に限られるべき性格のものではなかろうか。その2は内容上の特徴である。物資の進上状、物資の請求・支給・購入の伝票・帳簿類（これらは、それぞれ該当の物資に付せられている場合が多いと推定される）・物資の出納事務に関するメモ・召喚状・通行手形などのいわば人事異動に関する通告書、そのほか各種の事項に関するメモなどがふくまれているが、これらを通じていえることは、いずれも永久保存すべき記録性をもたず、一時的な物件、人件の移動にともなう事務処理のための文書および記録であるということである。いわば公式の記録は、これら文書木簡をもとに作成されたのであろうし、また逆に正式な報告をうけて文書木簡で下に通達することもあつたと推定される。一点の木簡にはいり得る文字数に限界があり、したがって内容もできるだけ簡明に要点のみを書くのが特徴で、同時に紙とちがつて木のもつ堅牢な特質が十分に利用されているのをそこに認める

ことができる。そしてこの種の文書木簡こそその充所を探ることによつて、或はその記録内容を追求することにより、出土地域の性格を考察するのに重要な役割をなす資料とおもわれる。^{*}

以上木簡の資料的性格について、現在知られる範囲でその特徴点をのべてきたが、ここであらためて SK219 出土の木簡を検討することにより、6ABO 区遺構の性格を考えてみたい。上にのべたところにより、荷札が官司決定に直接的な意味をもち得ない以上、のこる文書木簡・付札が考察の対象になる。

まず付札をとりあげると、木簡番号15から19まで計5点がかぞえられ、それぞれ藤甲羸・長女柏(2点)・未滑海藻・撫滑海藻の付札である。これらを本来保管する官司は、職員令の職掌規定および正倉院文書の若干の徴証に照らして、^{**} 大膳職もしくは内膳司であろうが、しかしこれらが保管整理用の付札であるということ、本来それを収納した官司に存在したものと断定し得るか否かについては、荷札同様疑問をさしはさむ余地があるようにおもわれる。こゝでは官司比定に関する付札の資料性は保留しておきたい。

つぎに文書木簡についてのべることにしたい。SK219 土壌からこの種のもは、木簡番号1から9まで計9点ある。このうち7は用途が不明であり、8は判読がほとんど困難である。9は万葉仮名を記したものだ文意がつかみにくいので以上の3点はいまは除外しておく。さらに木簡5・6は常食(朝夕料)の請求札と考えられるが、常食がだれのためになんの用途で支給されたものか明らかでないので請求先が決め難く、いまはのぞいておこう。

のこる木簡1から4までのうち、3・4は物資の請求札であるが、「謹啓」および「謹通」の冠辞をもついわば書札様形式のものである点が共通している。3は判読できる文字数が限られているが、4は「謹通」以下の5文字は第4字目をのぞいて「敷万呂□所」と読める。したがって4の全文は「謹通 敷万呂□所 請菜端事」(裏墨書なし)となる。謹通という冠辞はめずらしいが正倉院文書にも管見の限りで4例みとめられる。^{***} さて文書の書式から冠辞のあとには充所がくるのが普通であるから、「敷万呂□所」はこの文書のあて先を示すものと考えられる。但し、『平城宮報告Ⅱ』がのべるように、裏面に文字がなく、上端は一部に原形を保ち、下端は欠失しているが一応文面が完結していると判断するなら、書式上は異例であるが、「敷万呂□所」は菜端の請求主体すなわちこの文書の差出者を示すことになるが、この木簡がほかのものにくらべて薄いのは裏面の文字が削りとられたためとも推定されるし、下端が欠失していること、内容的には(年)月日がないのはおかしいことなどを重視すれば、文字は多く欠失したものと判断されるので、こゝでは一応「敷万呂□所」を充所をさすものと考えておきたい。しかし、この時期の正史・文書を通して敷万呂という名の適当な人物は見当らず、これもまた官衙の比定に役立ち得るものではない。木簡2は主殿寮が火種を請求したものと判断され、したがって請求先を限定することは困難である。

最後にのこつたのは木簡1である。まず全文掲げる。

表 寺請 小豆一斗醬一十五升大床所酢末醬等

裏 右四種物竹波命婦御所 三月六日

* 主要な木簡の本文は「平城宮第13次発掘調査出土木簡概報」(昭38)、「平城宮発掘調査出土木簡概報(二)」(昭39)に掲載した。

** 天平宝字4年6月25日奉造丈六観世音菩薩雜物請用帳(大日古4-421)、同年8月3日後一切経料雜物納

帳(同14-425)など。

*** 天平宝字6年潤12月2日僧正美状(大日古5-328)年次未詳安都雄足新令送状(大日古15-439)、天平宝字6年8月11日安都雄足雜物進下状(大日古15-470)、年次未詳黒人請経等牒(大日古24-559)

『平城宮報告Ⅱ』における考察



Fig. 15 「竹波命婦」木簡

これは正史との直接的なかわりをもつ点など豊富な内容を持ち、『平城宮報告Ⅱ』ももつとも重要視したものであり、こゝでもさきにのべた木簡の資料性を考慮しつつ考察を加えてみたい。これに関する『平城宮報告Ⅱ』の考証を必要な限り摘記しておく、

1. 年紀を欠いているが同時に出土したほかの年紀のある木簡から、天平宝字5年から同8年までにおさえられる。
2. 1から竹波命婦は『統紀』宝字5年正月戊子条以下宝亀7年4月丙子条まで都合5回正史に登場する常陸国筑波采女壬生連小家主と同一人物と考えて誤りない。
3. しかも同人は、称徳天皇時代には後宮膳司の掌膳をつとめ（『統紀』景雲2年6月戊寅）、その側近くに仕えていたものである。
4. 1～3から「寺」は高野天皇が近江国保良宮から平城にもどつた際に、その後2年余にわたり住んだ法華寺以外には考え難い。
5. 天皇が法華寺に留つた期間は、宝字6年5月から同8年10月までであるから、木簡の年紀はさらに限定され、宝字7年か8年のいずれかになる。
6. 醬の下に細字で割り書きされている「大床所」については、平安時代以降の資料に散見し、天皇の御膳をすえる「大床子」と関係があるようにおもわれ、この割り書きが醬のみにかゝるのか或は数量を示した小豆と醬の2種にかゝるのかはそのいずれの可能性もあり得るから決め難い。

以上の6点から木簡1の充所を『平城宮報告Ⅱ』は、これが小豆・醬・末醬・酢などの食料（調味料）を請求しているのであるから、請求先は宮内省所轄の大膳職ないし内膳司を想定するのが妥当であること、そのいずれであるかは請求物が高野天皇の供御物であるか或は天皇に近侍する竹波命婦御所などの女官の食料であるかによつて、前者であれば内膳司、後者であれば大膳職と考えられるが、文面からはそのいずれとも判断できないとしたのである。*

「寺請」の意味

たしかにこの木簡の内容から、そのいずれと判断することは困難のようである。しかしこのように充所が記されずまたその推定に困難を感ずること自体、さきに文書木簡の資料的性格ののべたところで触れておいたように、その伝達機能が官司であれば一官司を超えることがないように、内部の処理に限られることからくる当然の略法とおもわれるのである。年紀がなく月日のみしか記されていないこともそのことに関連していると考えてよいであろう。

そのような意図をもつてもう一度文面をながめると、『平城宮報告Ⅱ』が請求主体を寺—竹波命婦御所—大床所の系列で考えようとしたのは、あまりにもうがちすぎた解釈というべきで、「寺請」は請求物の送付先を示した程度のものであり、大床所もこれを大床子との関連で考えるにしても、竹波命婦御所と独立した別個の御膳を調達した機関というようなものではなく、これを醬のみに係るとして（小豆と醬の2種にかゝるならば「以上大床所」としなければならぬだろう）、醬には職員令集解古記および延喜大膳式に供御物をふくめて3種類の製法が記されているから、** あえて大床所—供御用料と指示し注意した程度のものにすぎないのかもしれないので

* 詳細は『平城宮報告Ⅱ』 P. 50～51・84～85。

** 同令集解大膳職条古記所引開元式、延喜大膳式造雑物法。

ある。したがってこのような考え方にたつならば、4種のものの中に供御料と女官料というような差異があるとは考え難いところである。また女官をふくむ近侍官人の食料ならば、月料などの形で請求されるのが通例ではなかろうか。高野天皇の膳司と推定される竹波命婦御所が請求してきたものは、供御物とするのがもつとも無理のない解釈のようであり、その時点での不足分を補給する程度の請求なのではなかろうか。

そしてさらに、竹波命婦御所が後宮の膳司的なものとして、そこには御膳の調理を担当する内膳司の官人が勤務していたはずである。後宮職員令殿司尚殿の掌するところを注解して朱説が「殿司、男官と共に預り知るのみ、以下の諸司亦此にならう也」とのべ、膳司尚膳の条にも同説が「此司は男官造りおわり、(御膳を)進むる時預り知るばかりか」としていることは上の推定を裏付けるものである。内膳司は当時調理という面では淳仁天皇と高野天皇の御膳を各々造るために二分されていたと考えるべきであろう。

竹波命婦御所と内膳司

このように考えることが許されるとして、木簡1の請求先はこれを天皇の御膳をつかさどる内膳司にもとめるのが妥当なおもわれるが果してどうであろうか。

あえてこゝで疑問を提示したのは、これまでのべてきたところには、大膳職と内膳司が官司としてもつ機能・性格、さらには両者の関係が看過されているからである。すなわち、大膳は百官・蕃客の食料を造るところであり、内膳は天皇・上皇の御膳を供進する司であるという程度の理解がこの場合どれだけ有効かをたしかめておく必要があるようにおもわれる。この点は前掲の直木孝次郎の論文に教えられた点が多いが、以下若干この点をとりあげてみたい。

大膳職と内膳司の関係

たしかに大膳が百官の食饌を用意し、内膳が天皇の供物を造ることは、職員令大膳大夫の掌に「造庶膳羞」同膳部の掌に「造庶食」とあり、一方内膳司奉膳の職掌に「惣知御膳」、同典膳の条に「造供御膳」、同膳部の掌に「造御食」とあることによつて明らかであるが、大膳大夫の「造庶膳羞」を注解して穴記が「謂うこゝろは御食以下是なり、考課令に文有るなり、膳羞また百官のためなり、但し御膳は内膳に至り検校有るのみ」とし、跡記が「此司(大膳)自ら御食を造らず、但し内膳造る所を検校す」とのべている点は注意を要する。考課令集解「主膳之最」条をみると、これに古記が注して「問う、御膳を監造すること、いかが別をなすや、答、監とは謂うこゝろは亮以上、造とは謂うところは典膳以上也」とし、釈説は「大(膳)内(膳)の二膳(司)は同じく此の最を得」と解しているのである。すなわち、大膳もまた内膳同様御膳にかゝるのであつて、古記によれば、内膳は御膳を造り、大膳(亮以上)は内膳のつくつた御膳を監察するというのである。その意味はおそらく一つには、大膳が内膳の直接的な上級官司としてこれを監督、検校する立場にあつたとみることができる。さらに大・内両官司の関係はそれにつきるものではない。

大膳職と供御物

『続記』天平3年11月庚午条に「始めて赤幡を以つて大蔵内蔵大膳大炊造酒主醬等司に班給し、供御物の前に建てゝ以つて標となせ」とあるが、供御物の保管に関連して6司があげられているにもかかわらず、内膳がない。大蔵に対して内蔵があり、大膳に対して内膳があげられていないのは造酒・主醬までがあがつているのであるから、官司の大きさでは説明されないのである。こゝから内膳司には供御物を保管収納する機能がないのではないかという推定が成りたつ。

(但し延喜宮内省・内膳司式にはこれに関連した記事として供奉雑物を送る場合に内侍印をもつた緋幡を駄担上に立てるべきことを規定した条項に、大膳、大炊、造酒のほか内膳もあげられているがこのことに

についてはのちに触れる。)このような推定を下すことには或は大方の異論があるかも知れない。延喜式(宮内省・大膳職・内膳司)には内膳司は供御物の保管収納をとりあつかっているからであり、また別個に贄殿なる供御物を収納するための施設が存在するからである。しかしながら、この事実がいつまでさかのぼり得るものか、当面われわれが問題にしている奈良時代まで溯源することが可能か否かを調べてみなければならないと思う。

内膳司の官人構成

そこで改めて職員令制にみられる大膳・内膳の官司機能を検討してみることにしたい。まず第一に内膳司の官人構成がほかの官司にみられない異例のものであることが注意される。すなわち、カミ官である奉膳が2人、ジョウ官である典膳が6人とされていること、しかもその名称が特異なものであることである。これについて後藤四郎は長官2人の存在理由を説明して、大化前代から膳職のことをつかさどり、互に対抗関係にあつた高橋・安曇の2氏を律令官司制のわくぐみの中に定着させる意図をもつた処置であるとし、その結果はしかしますます両者の対立抗争を激化させることになり、奈良時代の末期にいたり、ようやく2氏の対立に終止符がうたれ、以後内膳奉膳の地位は高橋氏の独占に帰したとのべている。^{*}官司の構成が大化前代以来の氏族に規制されたものであることは、この官司の設置事情と特性をうかがわせるもので、内膳司が御膳の調理を専当する目的で設けられた官司であることを示すものといえよう。

大膳職の職掌

これに対し、大膳職はさききのべたように職制上内膳司の上位にあつて、内膳を監察する立場にあり、またつぎののべるような多様な機能をもっている。すなわち、1.百官蕃客の饗膳を調製する。2.諸国から貢上される米穀をのぞく食料に関する調雑物を収納保管する。3.鵜飼(37戸)、江人(87戸)、網引(150戸)などの雑供戸(品部)が配属されてその収穫物の貢進をうけてこれを保管収蔵する。4.主醬、主菓餅の2つの専当司において、各々は醬、鼓、末醬および菓子、雑餅の調製をつかさどる。以上の4つの機能のうち、醬などの食料をつくり、貢進された食料を収納するという2~4は内膳にはみられない大膳の特性であつて、なかでも3は内膳との関係を解く一つの手がかりをあたえてくれるようにおもう。すなわち、雑供戸の貢進するものは、明らかに供御物であつて彼らの身分は品部としてとりあつかわれ、特定戸数が毎年調雑徭を免ぜられる代りにその収穫物を貢上する体制がとられているのである。供御物の貢上が彼らのみにつきるものでないことは、平城宮から大量に発見された諸国からの贄札或いは延喜式にみる諸国からの贄貢進制度によつてもうかがわれるが、少くとも律令国家の出発期にあつては、大膳職の雑供戸が供御物調達の中核的存在であつたことは誤りないであろう。延喜式の贄物貢進制度は、奈良時代を通じて徐々に調雑物制の変形として成立してきたとおもわれる(宮内省・大膳職・内膳司式)。したがつて、令制からうかがい知るところでは、供御物は内膳職にまず収納されたものであり、一方内膳司と生産地を結ぶ直線的なルートは開かれていず、内膳は大膳から物資をあおいでその用途にあてたものと判断される。

史生と大膳職

和銅6年6月大膳職に史生4員がはじめておかれたのも上記のような調・雑物などの収納・出納に関する事務処理の必要からであろう。^{**}因みに史生の職掌は、職員令に「公文を繕写し、文案を行署する」とあり、その謂はできあがつた案文を受けて浄書・装潢し、さらに署名を要する官人のところに向いて自署をとり、文面に官印を捺すことであるという(古記ほか)。^{***}

* 後藤四郎「内膳奉膳について」(『書陵部紀要』11号昭34)

** 『統紀』6年6月癸丑条。

*** 職員令太政官条史生掌および古記。

史生のおかれていない官司にあつては、史生の仕事は主典が行うのである。令制で史生のおかれていた官司は、太政官納言局・同弁官局・8省及び弾正台と主計・主税・玄蕃の3寮である。8省のなかでもつとも多くの史生をかかえているのは中務で（令制では20員であるが、和銅6年12月の増員で30員にふえている）以下式部・宮内（いずれも20員、宮内は令制では10員で、中務の増員と同時に20員に増加している）・左右弁官・兵部・民部（いずれも16員、和銅年間の増員を含む）・大蔵（12員、同上）・治部・刑部（いずれも10員、増員なし）の順である。^{*} 職掌上文書を取りあつかう度合を勘案して史生の員数がきめられている事実をそこにみることができる。主計・主税に史生がおかれたのは、この両寮が調庸および租税の歳入歳出を勘計することに、玄蕃寮は僧尼の戸籍を取りあつかうことに、各々関連したものであろう。なお大膳のほか和銅から養老年間に史生が新置された官司は、内蔵寮・京職・東西2市・兵馬司（権りにおかれた）・造宮省・大炊寮・神祇官・木工寮などであるが、いずれも職務上、人件・物件の事務処理にともなう文書の作成・往復のはげしかつた官司であることが理解できる。

これに対して、内膳司は、官司の体裁を一応整えているが、いわば天皇御膳の Cock 集団を独立させたものにすぎず、職務上は後宮膳司との関係が深く、職制上はむしろ大膳職に包括されるべき性格のものとおもわれるのである。

後宮膳司と
内膳司

両者の関係をより明確にする上で大膳・内膳のように外廷・内廷に分立された官司をほかにもとめるとつぎのようなものがあげられる。大蔵省—内蔵寮、縫部司—縫殿寮、典薬寮—内薬司、弾正台—内礼司、掃部司—内掃部司、織部司—内染司。これに大膳職—内膳司を加えて7対の官司がかぞえられるが、これらのうち9世紀にはいつて内廷官司が外廷官司に併合吸収されるものが5対ある。

すなわち、大同3年正月縫部司→縫殿寮、内礼司→弾正台、弘仁11年閏5月内掃部司・掃部司→掃部寮、寛平8年9月内薬司→典薬寮にそれぞれ合併吸収され、内染司も大同3年正月縫殿寮に併せられた。^{**} その一方でのこる2対の大蔵—内蔵、大膳—内膳についてみるとそれらは逆に内廷官司が外廷官司の機能を一部吸収し拡張充実してくるのである。すなわち、大同元年10月11日大蔵所管の典履・百濟手部・典革・狛部を内蔵の管轄に移し、また延暦17年6月および延暦19年5月大膳職に配隸されていた網曳長1人、江長1人、筑摩御厨長1人を内膳に配属換えさせ、寛平8年9月には園池司を内膳司に併合しているのである。^{***} これらの事実は8世紀末から9世紀にかけて律令官司機構が大規模に統廃合される現象の一つにすぎないが、このことの歴史的意義を全面的にとりあげることは主題からはずれるが、当面のわれわれの問題関心からすれば、その意義の一つは、律令官司制が施行されて約1世紀の経験に照らし、官司相互間の重複した機能を一本化し、合理化した点に求めることができるであろう。延暦年間、網曳・江・筑摩御厨などの長を大膳職から内膳司に配置換えし、令制の大膳所属の雑供戸を内膳に吸収することにより（当時すでに雑供戸制は解体し、その労働力は近在百姓の徭によつてまかなわれていたが）、^{****} 糞物の生産地→大膳職→内膳司という二重の収納機構をあらためて、延喜式

内廷官司と
外廷官司

* いずれも職員令および統紀による。

** 『類聚国史』巻107 縫殿寮、同弾正台、『類聚三代格』巻4 弘仁11年閏正月5日太政官奏（職員令集解内掃部司条所引格）、同巻4 寛平8年9月7日太政官符、官職秘抄（群書類従巻4）。

*** 『類聚三代格』巻4 大同元年10月11日太政官符（職員令集解内蔵寮条所引格）、同巻4 延暦17年6月25日格、同延暦19年5月15日格、同寛平8年9月7日格。

**** 延喜内膳司式。

制にみるように、供御物は直接贄殿・蔵人所・内膳におさめ、百官雑給料は大膳におさめるといように、職能の分化をより明瞭にしたのである。

内膳正の登場

高橋・安曇2氏以外のものを内膳司の長官に任命した場合には奉膳と呼ばずに内膳正と称することが定められたのは、神護景雲2年2月のことであるが、後藤四郎の調査によるとその後内膳正に任じられたもの14例中2名をのぞく外はすべて王氏であり、令制内膳長官の定員2名のうち1名は王氏の内膳正が占めるにいたつた。^{*} このことも内膳の職能機能が御膳の調理専当司という本来の性格から離れてきたことを示すものであろう。

以上により大膳・内膳各々の官司機能および両者の関係に令制下と9世紀以降で相異のあることを明らかにしえたとおもう。

大膳職の可能性

天皇の供御物であるから木簡1の請求先は内膳司であるという単純な議論は成立し得ない。令制下の大膳・内膳の官司機能をみると、後者は前者に包括される官司であり、必要物資の収納・保管は独自に行わず、月料の形でその時々前者からうけとる関係にあつたことを考慮すれば、請求先はむしろ大膳職の可能性が強い。

しかしながら、平城宮復原作業の一環としての官衙比定は、決定的な資料にかける以上ほかの比較資料の検討をまつて明らかすべき性質のものである。そのような意味で、たとえば昭和38年度第13次の発掘調査の際、6ABO区から東に約200mへだたつた地点の一土壇から、「内裏盛所」の墨書銘をもつ須恵器が出土しているが、これなどは直接的に内膳司ないし後宮膳司がこの地域に存在したことを想起させるものであり、さらにまた同じく東に約280mへだたつた第2次内裏外郭内の一土壇からは大量の贄の荷札を含む1800余点の木簡が発見されていることも注意される。今後このような比較資料を検討することにより、6ABO区遺構の性格もより明らかにする手がかりをうることができるであろう。

4 結 語

この報告は、『平城宮報告Ⅱ』につづいて、おもに6ABO区の調査結果を述べたものであり、これでこの部分の報告は一応完了する。

昭和34年以来、当研究所は平城宮跡で継続的に調査を実施中であり、この6ABO区は最初に着手した部分であつた。この区は宮域中央北部に位置し、ほぼ東西220m・南北90mの範囲をしめる。調査に要した延日数（発掘・実測・埋めもどしの全日数）は506日間であつて、1日平均の調査面積はほぼ27m²になる。調査開始当初は、遺構探索のためトレンチをいれる予備調査をおこなつたが、遺構は調査地域全域に重複して存在することが認められたので、ただちに全域を隅々まで調査する全面発掘方式に移行した。このような継続的で大規模な全面発掘は、日本の学界にとつてまったく新しい経験であつた。そのためには、多量の労働力とベルトコンベアーなどの機械力の動員が必要となり、それに伴つて確立されていつた調査の方法は、『平城宮報告Ⅱ』付章にしめしたような遺構・遺物の分類・標示・記録法とともに、その後の調査に踏襲された。

発見した遺構のうち、もつとも多いのは掘立柱建物である。宮内にこのように多数の掘立柱

^{*} 後藤四郎前掲論文

建物が存在していたことは、調査開始当初は想像できなかつたことで、寺院建築をとおしてもつていた奈良時代の建築についての通念を訂正するとともに、掘立柱建物の地位を再評価する必要を認識させた。掘立柱建物は瓦をふかない官衙の建物などを多数同時に造営するのに構造的にも適したものである。しかし、反面では、構造上の制約から、長期間の存続は不能であつて、当然建て替えを必要とする。発見した遺構の重複状況も、これを立証している。さらにまた、造営には盛土整地による造成工事がともなつており、その整地盛土によつて造営が第Ⅰ期から第Ⅲ期にわたつておこなわれたことが明らかにされ、その年代は出土した木簡によつて比定できた。とくに、第Ⅲ期の造営工事は平安時代初頭の平城上皇の平城宮に関連したものであつた。

6ABO 区の発掘調査の大きな収穫は木簡の発見である。木簡は廃物処理の土壌や井戸から出土している。これによつて、遺構の性格・官衙の比定・遺構遺物の年代決定が可能になつたばかりではなく、それにもまして、奈良時代に木簡が事務処理の一手段として広く使用された事実が明らかになり、また、貢進物の荷札の発見によつて奈良時代税制の実態を明らかにすることが可能になつた。

多量に発見される瓦・土器類は、奈良時代と平城上皇期を通じて、微妙に変化しており、その変化を追跡し、編年することにより、瓦・土器研究に絶対年代の確実な基準をあたえることができた。また、土器では畿内とその周辺以外の地方の製品も出土し、各地における研究に多大の寄与をなしうる可能性がでてきた。

遺構・遺物を通じてみると、この区の遺構は、平城宮創設以来、天平末年、天平宝字年間、宝亀年間とそれぞれ大きく造営改修されている。とくに、天平末年に 6ABO 区を通じて一つの機能をはたす官衙が設置され、これにつづく天平宝字年間には東半に正庁を、西半に貯蔵空間を設ける改修がおこなわれた。ところが、宝亀年間の大改造では同一官衙でありながら、以前の貯蔵空間と正庁空間の分化を解消し、いくつかの建物群が並立して建てられた。おそらく、これはこの官衙のもつた複数の機能に応じて各建物群が設定されたためと解される。このような一官衙における変遷が、この区に限つてみられる特殊な現象なのか、あるいは宮内の官衙に共通してみられる一般的な現象であるのかは、今後の官衙地域調査の大きな課題である。

このように変遷した 6ABO 区の官衙は、出土した木簡の記載から、宮内省の内膳司あるいは大膳職と推定され、どちらかという大膳職の可能性が大であると考えられた。

これに対して、第Ⅰ期の建物群と平城上皇の第Ⅲ期のその性格は不明のまま残された。同時に平城宮創設当初から天平末年までの大膳職の所在も今後の調査で明らかにせねばならない。

6ABO 区の調査は、地上に何らの痕跡も留めない水田地帯から、はじめて平城宮のままとつた一官衙を検出した調査であつた。この結果は、その後平城宮跡を積極的に国費で買収保存する根拠を与えたといえよう。ともあれ、この調査がこのような成果をうみだしたのは、調査地域をあますところなく発掘する全面発掘の所産であり、遺跡の発掘は連続的に調査地域を拡大し、全地域におよぼしてはじめて最大の成果がえられることを実証したといえよう。今後に予定される平城宮全域の調査は、われわれの予想する以上の成果をもたらすであろう。